

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5018228号
(P5018228)

(45) 発行日 平成24年9月5日(2012.9.5)

(24) 登録日 平成24年6月22日(2012.6.22)

(51) Int.Cl.		F I		
G03B 27/46	(2006.01)	G03B 27/46		B
G06Q 50/10	(2012.01)	G06F 17/60	1 2 4	
G06Q 10/00	(2012.01)	G06F 17/60	5 1 0	

請求項の数 4 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2007-129941 (P2007-129941)	(73) 特許権者	000002897
(22) 出願日	平成19年5月16日 (2007.5.16)		大日本印刷株式会社
(65) 公開番号	特開2008-286892 (P2008-286892A)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成20年11月27日 (2008.11.27)	(74) 代理人	100111659
審査請求日	平成22年1月13日 (2010.1.13)		弁理士 金山 聡
		(74) 代理人	100135954
			弁理士 深町 圭子
		(74) 代理人	100119057
			弁理士 伊藤 英生
		(74) 代理人	100122529
			弁理士 藤枿 裕実
		(74) 代理人	100131369
			弁理士 後藤 直樹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 写真注文システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

写真購入希望者が、展示された複数枚の写真の中から、購入を希望する写真を自由に選択して注文処理を行うことができる写真注文システムであって、

識別情報が記憶された写真用ICタグが添付された写真と、

前記写真購入希望者が写真代金を入れるために用意された、識別情報が記憶された封筒用ICタグが添付された集金封筒と、

前記写真用ICタグと、前記集金封筒用ICタグとに記憶されている各識別情報を読み取る読取手段を有するICタグリーダーと、

前記ICタグリーダーと通信可能に接続され、前記写真用ICタグに記憶された識別情報と、該写真用ICタグが添付されている写真の画像データとが関係付けられ登録されている写真情報データベースと、前記集金封筒用ICタグに記憶された識別情報と、該集金封筒用ICタグが添付されている集金封筒の使用者情報とが関係付けられ登録されている集金封筒情報データベースと、前記ICタグリーダーから前記各識別情報を受信した際に、前記写真情報データベース及び前記集金封筒情報データベースの登録情報に基づいて、前記各識別情報と関係付けられて登録されている画像データ及び使用者情報を表示する表示手段と、写真購入希望者が注文指示を行うための注文指示手段と、前記注文指示手段から注文された写真の注文代金を算出する代金算出手段と、前記注文代金の請求情報をプリンタに送信する手段とを有するパソコンと、

前記パソコンと通信可能に接続され、前記パソコンから受信した前記注文代金の請求情

10

20

報をプリント出力するプリンタと、
を備えることを特徴とする写真注文システム。

【請求項 2】

前記写真用 IC タグが、写真を入れる透明ケースに貼付されている写真用 IC タグラベルであることを特徴とする請求項 1 記載の写真注文システム。

【請求項 3】

前記パソコンは、前記注文指示手段から注文指示が行われた際に、注文された写真の画像データのコピーを、写真購入希望者情報と関係付けて、設定ファイルで指定されたフォルダに保存する処理を行う手段を有することを特徴とする請求項 1 記載の写真注文システム。

10

【請求項 4】

前記 IC タグリーダーの読取手段が、複数の写真用 IC タグに記憶された各々の識別情報と、集金封筒用 IC タグに記憶された識別情報とを同時にまとめて読み取る機能を有していることを特徴とする請求項 1 記載の写真注文システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、運動会や遠足などの課外授業で撮影された販売用の写真について、それらに参加した児童から写真購入の希望を受け付ける際に、写真購入希望者が、展示された複数枚の写真の中から、自由に購入を希望する写真を選択して簡単に間違いなく注文処理を行うことができる写真注文システムに関する。

20

【背景技術】

【0002】

従来、例えば小学校や中学校などにおいて、遠足や運動会などの課外授業を行った際に、写真撮影業者が同行するなどして児童の写真撮影した後、児童が撮影した複数の写真の中から自由に購入を希望する写真を選択して、注文を受け付けて販売するサービスが行われている。

通常、写真の購入希望の申込みを受ける際には、撮影された全ての写真を見本として廊下や教室の壁に貼り出すなどして展示して、児童がそれらの見本写真の中から自分が写っている写真の番号を申込用紙に記入するなどして、購入希望の受付処理を行うなどしている。

30

【0003】

また、写真注文の効率化を図るために、写真特定情報をコード化して記録した媒体を貼付できるようにシール状にしたコード化情報記録シールと、このシールを貼付する領域を明示した写真プリント注文シートとを用意して、見本写真パネルを閲覧して写真を選択し、写真購入希望者が注文する写真に対応するコード化情報記録シールを写真プリント注文シートに貼り付けることにより、写真の注文を行えるようにした写真プリント注文システムも公知となっている。(例えば、特許文献 1 参照)

【0004】

【特許文献 1】特開 2004 - 287122 号公報

40

【0005】

しかしながら、上記のように、児童が自分で見本写真パネルを見て、自分が購入したいと思う写真を選んで、申込用紙に写真の番号を記入したり、また、上記の写真プリント注文システムのようにコード化情報記録シールを写真プリント注文シートに貼り付ける場合には、うっかり写真の番号を間違えて記入したり、また、コード化情報記録シールを間違えて写真プリント注文シートに貼り付けてしまうことも考えられる。

特に、低学年生などの年少者であればあるほど、勘違いして希望しない写真を注文してしまう間違いが起こることが考えられるという問題がある。

【発明の開示】

50

【発明が解決しようとする課題】**【0006】**

本発明は、たとえ写真注文者が低学年生などの年少者であっても、購入したいと思う写真を、希望通りに間違えなく注文することができる写真注文システムを提供する。

【課題を解決するための手段】**【0007】**

本発明の写真注文システムは、写真購入希望者が、展示された複数枚の写真の中から、購入を希望する写真を自由に選択して注文処理を行うことができる写真注文システムであって、識別情報が記憶された写真用ＩＣタグが添付された写真と、前記写真購入希望者が写真代金を入れるために用意された、識別情報が記憶された封筒用ＩＣタグが添付された集金封筒と、前記写真用ＩＣタグと、前記集金封筒用ＩＣタグとに記憶されている各識別情報を読み取る読取手段を有するＩＣタグリーダと、前記ＩＣタグリーダと通信可能に接続され、前記写真用ＩＣタグに記憶された識別情報と、該写真用ＩＣタグが添付されている写真の画像データとが関係付けられ登録されている写真情報データベースと、前記集金封筒用ＩＣタグに記憶された識別情報と、該集金封筒用ＩＣタグが添付されている集金封筒の使用者情報とが関係付けられ登録されている集金封筒情報データベースと、前記ＩＣタグリーダから前記各識別情報を受信した際に、前記写真情報データベース及び前記集金封筒情報データベースの登録情報に基づいて、前記各識別情報と関係付けられて登録されている画像データ及び使用者情報を表示する表示手段と、写真購入希望者が注文指示を行うための注文指示手段と、前記注文指示手段から注文された注文代金を算出する代金算出手段と、前記注文代金の請求情報をプリンタに送信する手段とを有するパソコンと、前記パソコンと通信可能に接続され、前記パソコンから受信した前記注文代金の請求情報をプリント出力するプリンタと、を備えることを特徴とする。

10

20

【0008】

また、本発明の写真注文システムは、前記写真用ＩＣタグが、写真を入れる透明ケースに貼付されている写真用ＩＣタグラベルであることを特徴とする。

したがって、展示する見本の写真が傷むことも少なく、また、透明ケースに入れる写真を入れ替えることで、繰り返し写真用ＩＣタグラベルを使用することができる。

【0009】

更に、本発明の写真注文システムは、前記パソコンは、前記注文指示手段から注文指示が行われた際に、注文された写真の画像データのコピーを、写真購入希望者情報と関係付けて、設定ファイルで指定されたフォルダに保存する処理を行う手段を有することを特徴とする。

30

したがって、注文情報に基づき、注文者毎の写真作成処理を効率的に行うことができる。

【0010】

また、本発明の写真注文システムは、前記ＩＣタグリーダの読取手段が、複数の写真用ＩＣタグに記憶された各々の識別情報と、集金封筒用ＩＣタグに記憶された識別情報とを同時にまとめて読み取る機能を有していることを特徴とする。

したがって、短時間で読み取り処理を行うことができる。

40

【発明の効果】**【0011】**

本発明の写真注文システムは、写真購入希望者が、注文する写真と集金封筒をＩＣタグリーダ上に置かなどして近づけることで、写真の注文ができるので、申込用紙への記入間違いや、また、コード化情報記録シールの写真プリント注文シートへの貼り付け間違いもすることがないので、たとえ写真注文者が低学年生などの年少者であっても、購入したいと思う写真を、間違えなく注文することができるという効果がある。

【発明を実施するための最良の形態】**【0012】**

以下、本発明の実施形態に係る写真注文システムを、図面に基づいて詳細に説明する。

50

図1には、実施形態に係る写真注文システムとして、ある小学校の運動会で撮影された写真について、児童が自分で注文を行うことができるシステムの構成が示されている。

まず、運動会で撮影された全ての販売見本用の写真1は、写真用ICタグ2が貼付されている透明ケース3に入れられて展示ボード14に並べられている。

これらの透明ケース3は、児童4が簡単に取り外すことができ、また再度元の位置に戻せる状態で展示されている。

この写真用ICタグ2は、写真用ICタグラベルとして粘着剤で透明ケース3に貼付させるなどして、透明ケース3に写真用ICタグ2が添付されている構成を有している。

また、展示ボード14に複数の透明ケース入れを設けたり、透明ケース3の裏面に再剥離、再貼付可能な接着剤やジッパーなどを設けるなどの公知の技術により、児童4が自由に透明ケース3を取り外したり、元の位置に戻せるように構成されている。

図1に示されている展示ボード14に並べられている全ての透明ケース3には、写真用ICタグ2が貼付され、また透明ケース3内に販売見本用の写真1が入れられている。

【0013】

また、写真購入希望者である児童4には、注文する写真の代金を入れるために用意された集金封筒5が、各々の児童4に配布されており、この集金封筒5には、識別情報が記憶された封筒用ICタグ6が添付されている。

この封筒用ICタグ6は、封筒用ICタグラベルとして粘着剤で集金封筒5に貼付させるようにすることが好ましいが、いずれにしても、集金封筒5に封筒用ICタグ6が添付されている構成を有している。

【0014】

そして、写真用ICタグ2と、封筒用ICタグ6とは、図示されていないが、アンテナコイルと、そのアンテナコイルに接続されたICチップが内蔵されており、ICチップ内には、メモリが備えられている。

写真用ICタグラベル2及び封筒用ICタグ6のメモリには、児童4が集金封筒5を利用して写真の注文を行う際に使用する固有の識別情報が予め記憶されている。

【0015】

また、展示ボード14の近辺には、写真用ICタグ2と、封筒用ICタグ6とに記憶されている各識別情報を読み取る読取手段を有するICタグリーダ7が設けられている。

図1に示すICタグリーダ7は、平面構造を有するボード状のリーダであり、児童4が、注文したいと思う写真1が入れられている透明ケース3と、自分の集金封筒5とをICタグリーダ7上に置くことで、透明ケース3に貼付されている写真用ICタグ2のメモリに記憶されている識別情報と、集金封筒5に貼付されている封筒用ICタグ6のメモリに記憶されている識別情報とを非接触方式で読み取れるように構成されている。

ICタグリーダ7の読取手段としてアンテナコイルが内蔵されている。

【0016】

また、ICタグリーダ7は、リーダコントローラ8を介して、パソコン9と通信可能に接続されている。

パソコン9は、プリンタ10と通信可能に接続されており、プリンタ10は、パソコン9から受信した代金請求情報に基づいて、注文内容や代金金額などをプリントした「ご注文確認票」13が作成される。

また、更にパソコン9は、通信ネットワーク11を介してミニラボ12と通信可能に接続されている。

ミニラボ12は、パソコン9から受信した注文情報に基づいて、注文があった写真の作成を行う。

【0017】

パソコン9は、写真用ICタグ2のメモリに記憶された識別情報と、該写真用ICタグ2が添付されている写真の画像データとが関係付けられ登録されている写真情報データベース15と、集金封筒用ICタグ6のメモリに記憶された識別情報と、該集金封筒用ICタグ6が添付されている集金封筒の使用者情報とが関係付けられ登録されている集金封筒

10

20

30

40

50

情報データベース16と、ICタグリーダー7から識別情報を受信した際に、写真情報データベース15及び集金封筒情報データベース16の登録情報に基づいて、識別情報に係り付けられて登録されている画像データ及び使用者情報を表示する表示手段17と、表示手段17に表示された画像データ及び使用者情報により、写真購入希望者が注文指示を行うための注文指示手段18と、注文指示手段18から注文された注文代金を算出する代金算出手段と、注文代金を含む代金請求情報をプリンタに送信する手段とを有する。

そして、代金算出手段と、注文代金を含む代金請求情報をプリンタに送信する手段とは、プログラムにより制御されている。

【0018】

また、表示手段17に表示された画像データ及び使用者情報により、写真購入希望者が注文指示を行うための注文指示手段18としては、タッチパネル方式やキーボードによる入力方式などがあり、それらを選択することができる。

【0019】

また、パソコン9は、注文指示手段から注文指示が行われた際に、注文された写真の画像データのコピーを、写真購入希望者情報と関係付けて、設定ファイルで指定された画像フォルダ19に保存する処理を行う手段を有している。

したがって、画像フォルダ19には、写真購入希望者毎に、注文があった写真の画像データがコピーされて保存されるので、パソコン9から通信ネットワーク11を介してミニラボ12に画像データを送信する際に、写真購入希望者毎に分けて送信でき、作成された写真を写真購入希望者毎に分ける必要がなく、効率的な処理ができるように構成されている。

【0020】

パソコン9の表示手段17に表示された画面情報に基づく処理について説明する。

まず、図2には、パソコン9の表示手段17に表示された画面情報であって、注文を受け付ける写真の画像データと、各々の写真に添付される写真用ICタグ2のメモリに記憶された識別情報との関係付けの処理を行う際に使用する写真情報登録用画面20と、更に、集金封筒5に添付された集金封筒用ICタグ6のメモリに記憶されている識別情報と、その集金封筒5の使用者の個人情報との関係付けの処理を行う際に使用する集金封筒情報登録用画面21とが示されている。

【0021】

写真情報登録用画面20により、写真の画像データと、各々の写真に添付される写真用ICタグ2に記憶された識別情報との関係付けの処理を行う際には、ICタグリーダー7で写真用ICタグ2から識別情報の読み取りを行うと共に、その写真用ICタグ2で管理する写真の画像データ表示22を行う。

更に、写真サイズや代金の情報を表示させて、登録情報の確認を行えるようにする。

そして、登録する場合には、写真登録表示23をクリックすることで、写真の画像データと、写真用ICタグ2のメモリに記憶された識別情報とが関係付けられて、写真情報データベース15に登録される。

【0022】

次に、集金封筒情報登録用画面21により、集金封筒5と、集金封筒用ICタグ6のメモリに記憶された識別情報との関係付けの処理を行う際には、ICタグリーダー7で集金封筒用ICタグ6から識別情報の読み取りを行うと共に、その集金封筒5を使用する生徒の氏名などの使用者情報25を表示させて確認を行う。

そして、登録する場合には、封筒登録表示24をクリックすることで、生徒の氏名などの使用者情報25と、集金封筒用ICタグ6に記憶された識別情報とが関係付けられて、集金封筒情報データベース16に登録される。

尚、上記の処理では、写真の画像データは、デジタルデータとしてパソコン9の写真情報データベース15に予め登録されている場合とする。

したがって、上記の処理によりICタグに記憶された識別情報との関係付けが完了した後、写真の注文処理を行うことになる。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 3 】

写真購入希望者である児童 4 は、購入を希望する写真がある場合には、図 1 に示すように、IC タグリーダ 7 上に、注文したいと思う写真 1 が入れられている透明ケース 3 と、自分の集金封筒 5 とを一緒に置く。

図 3 には、IC タグリーダ 7 上に置かれた、写真 1 が入れられている透明ケース 3 に貼付されている写真用 IC タグ 2 と、集金封筒 5 に貼付されている集金封筒用 IC タグ 6 から読み取られた各々の識別情報に基づいて、写真情報データベース 1 5 及び集金封筒情報データベース 1 6 の登録情報から、それらの識別情報に関係付けられて登録されている写真の画像データと使用者情報 2 5 とが、表示される写真注文受付用画面 2 6 が示されている。

10

【 0 0 2 4 】

写真注文受付用画面 2 6 には、注文する写真の画像データ表示部 2 7、注文枚数表示部 2 8、注文枚数指示部 2 9、注文者表示部 3 0、注文合計枚数表示部 3 1、代金の合計金額表示部 3 2、注文決定指示表示部 3 3、取消指示表示部 3 4 などが表示されている。

児童 4 は、これらの表示内容を見て確認した後、注文の決定を行う場合には、注文決定指示表示部 3 3 をクリックすることで、注文情報が登録されるようにプログラムされている。

また、これらの表示内容を見て、注文内容に間違いがあったり、注文の取消しを行いたい場合には、取消指示表示部 3 4 をクリックすることで、再度、IC タグリーダ 7 上に写真 1 が入れられている透明ケース 3 と、集金封筒 5 とを置くことで、新たな情報が表示されて注文情報の修正を行えるようになっている。

20

そして、注文決定指示表示部 3 3 をクリックして注文した後は、図 4 に示す終了表示画面 3 5 に切り換る。

【 0 0 2 5 】

また、写真購入希望者である児童 4 は、順次に入れ替わって、IC タグリーダ 7 上に写真 1 が入れられている透明ケース 3 と、集金封筒 5 とを置くことで、終了表示画面 3 5 から写真注文受付用画面 2 6 に切り換り、新たに注文処理を行えるようにプログラムされている。

【 0 0 2 6 】

次に、図 5 には、プリンタ 1 0 でプリントされた「ご注文確認票」1 3 の表示内容が示されている。

30

プリンタ 1 0 は、パソコン 9 から送信されてきた注文代金を含む代金請求情報に基づいて、「ご注文確認票」1 3 に、注文内容や代金の合計金額 3 6 などをプリントすることで、請求書として「ご注文確認票」1 3 の作成を行う。

この「ご注文確認票」1 3 は、写真購入希望者である児童 4 が集金封筒 5 に入れるなどして自宅に持ち帰るためのものであり、自宅に帰って親に渡すことで、その「ご注文確認票」1 3 に表示された代金を集金封筒 5 に入れてもらい、後日に集金封筒 5 と共にその代金を学校側に支払えるようになっている。

【 0 0 2 7 】

また、注文された情報は、一旦、画像フォルダ 1 9 に写真購入希望者毎に注文があった写真の画像データがコピーされて保存された後に、パソコン 9 から通信ネットワーク 1 1 を介してミニラボ 1 2 に画像データを送信されて、写真の作成が行われて学校に生徒毎の写真入り封筒が届けられて、生徒に渡される。

40

【 0 0 2 8 】

上記の写真注文時の処理手順を、図 6 に示すフローチャートに基づいて説明する。

まず、写真購入希望者である児童 4 は、IC タグリーダ 7 上に、注文したいと思う写真 1 が入れられている透明ケース 3 と、自分の集金封筒 5 とを一緒に置くことで、写真用 IC タグ 2 と、集金封筒用 IC タグ 6 から各々の識別情報を読み取る。(ステップ S 1)

IC タグリーダ 7 は、読み取った各々の識別情報を、リーダコントローラ 8 を介してパソコン 9 に送信される。(ステップ S 2)

50

パソコン 9 は、写真情報データベース 15 及び集金封筒情報データベース 16 の登録情報から、それらの識別情報に関係付けられて登録されている写真の画像データと使用者情報 25 とを抽出して、写真注文受付用画面 26 に表示される。(ステップ S 3)

【0029】

児童 4 は、写真注文受付用画面 26 の内容に間違いがなければ、注文決定指示表示部 33 をクリックして注文処理を行う。(ステップ S 4)

また、写真注文受付用画面 26 の内容に間違いや取消しなどを行う場合には、取消指示表示部 34 をクリックして注文内容の取消し処理を行う。(ステップ S 8)

そして、上記の注文処理が行われた場合には、パソコン 9 内で注文代金が算出されて、注文代金を含む代金請求情報がプリンタで「ご注文確認票」13 としてプリントされる。(ステップ S 5)

10

【0030】

更に、パソコン 9 は、注文された写真の画像データのコピーを、写真購入希望者情報と関係付けて、設定ファイルで指定された画像フォルダ 19 に保存する処理を行う。(ステップ S 6)

そして、全ての児童からの注文受付が終了した後に、パソコン 9 から通信ネットワーク 11 を介してミニラボ 12 に対して、画像データと注文者情報として集金封筒 5 を使用する生徒の氏名などの使用者情報 25 とを送信する。(ステップ S 7)

上記の処理により、たとえ写真注文者が低学年生などの年少者であっても、購入したいと思う写真を、希望通りに間違いなく注文することができるように構成されている。

20

【図面の簡単な説明】

【0031】

【図 1】本発明の実施形態に係る写真注文システムとして、ある小学校の運動会で撮影された写真について、児童が自分で注文を行うことができるシステムの構成が示されている。

【図 2】本発明の実施形態に係る写真注文システムに係り、写真情報登録用画面と封筒情報登録用画面とが示されている。

【図 3】本発明の実施形態に係る写真注文システムに係り、写真注文受付用画面が示されている。

【図 4】本発明の実施形態に係る写真注文システムに係り、終了表示画面が示されている。

30

【図 5】本発明の実施形態に係る写真注文システムに係り、プリンタでプリントされた「ご注文確認票」の表示内容が示されている。

【図 6】本発明の実施形態に係る写真注文システムの写真注文時の処理手順を示すフローチャートである。

【符号の説明】

【0032】

- 1 販売見本用の写真
- 2 写真用 IC タグ
- 3 透明ケース
- 4 児童
- 5 集金封筒
- 6 封筒用 IC タグ
- 7 IC タグリーダー
- 8 リーダコントローラ
- 9 パソコン
- 10 プリンタ
- 11 通信ネットワーク
- 12 ミニラボ
- 13 ご注文確認票

40

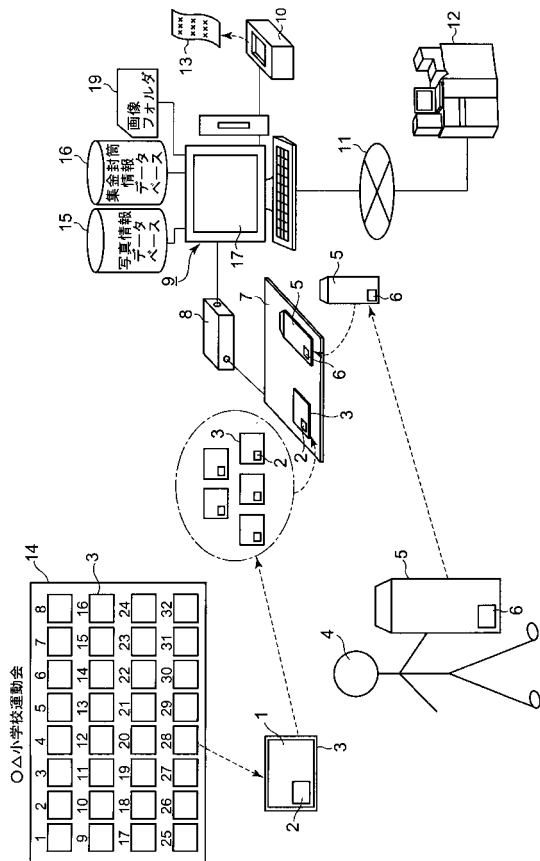
50

- 1 4 展示ボード
- 1 5 写真情報データベース
- 1 6 集金封筒情報データベース
- 1 7 表示手段
- 1 8 注文指示手段
- 1 9 画像フォルダ
- 2 0 写真情報登録用画面
- 2 1 集金封筒情報登録用画面
- 2 2 画像データ表示
- 2 3 写真登録表示
- 2 4 封筒登録表示
- 2 5 使用者情報
- 2 6 写真注文受付用画面
- 2 7 写真の画像データ表示部
- 2 8 注文枚数表示部
- 2 9 注文枚数指示部
- 3 0 注文者表示部
- 3 1 注文合計枚数表示部
- 3 2 代金の合計金額表示部
- 3 3 注文決定指示表示部
- 3 4 取消指示表示部
- 3 5 終了表示画面
- 3 6 代金の合計金額

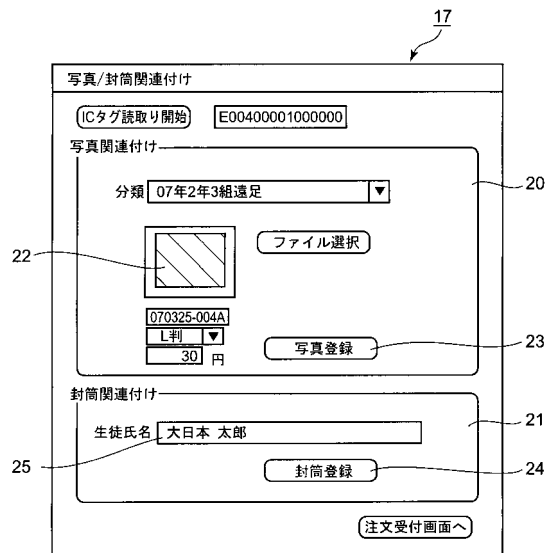
10

20

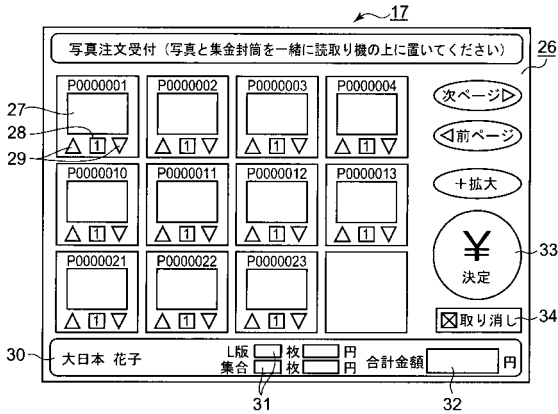
【図 1】



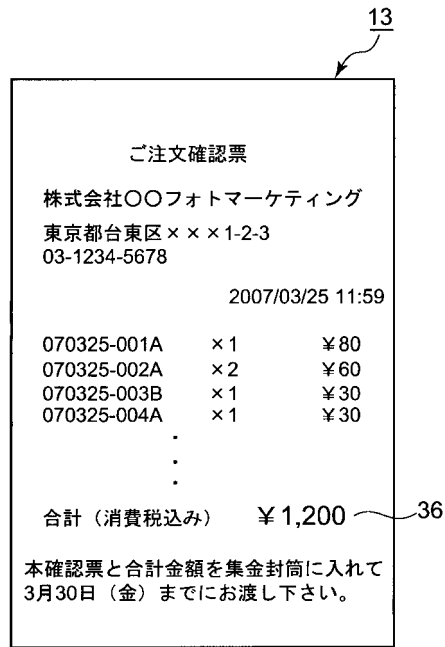
【図 2】



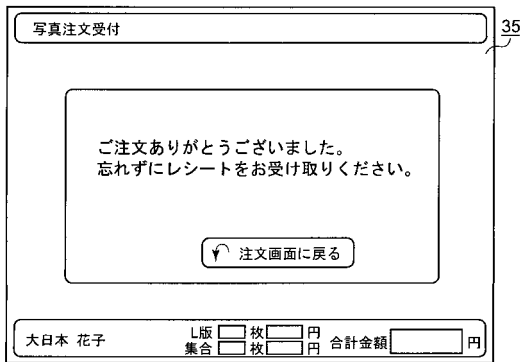
【図3】



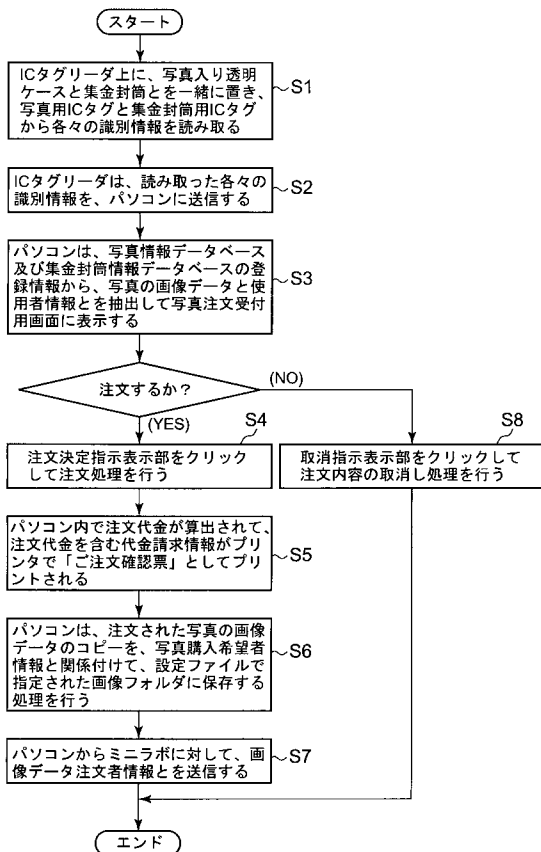
【図5】



【図4】



【図6】



フロントページの続き

- (72)発明者 大山 裕史
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
- (72)発明者 石塚 登志夫
東京都台東区浅草橋五丁目20番8号 株式会社DNPフォトマーケティング内
- (72)発明者 赤川 高正
東京都台東区浅草橋五丁目20番8号 株式会社DNPフォトマーケティング内

審査官 渡戸 正義

- (56)参考文献 特開2004-287122(JP,A)
特開2004-333719(JP,A)
特開2004-309738(JP,A)
特開2005-063006(JP,A)
特開2007-259208(JP,A)
特開2007-057582(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
- | | |
|------|-------|
| G03B | 27/46 |
| G06Q | 50/10 |